

鳴門教育大学に配属された兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生の
取扱いに関する規則

平成16年 4月 1日
規則第 35 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)に配属された兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(以下「連合研究科」という。)の学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(身分)

第2条 本学に配属された連合研究科の学生(以下「配属学生」という。)は、学内規則等において、本学大学院学校教育研究科の学生とみなすものとする。

(学内規則等の遵守)

第3条 配属学生は、本学の学内規則等を遵守しなければならない。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、配属学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。